

通所リハビリテーション利用料一覧表

(金額：単位数×10.55)

費目	単位	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護給付費 本人負担 (1割負担)	1～2時間	323	354	382	411	441
	2～3時間	337	392	448	502	558
	3～4時間	437	512	587	662	737
	4～6時間	551	655	759	864	969
	6～8時間	714	861	1007	1152	1299

加算利用料

費用	加算単位数	加算内容	
入浴加算	50 日	入浴利用時に加算	
訪問リハビリテーション加算	340 日	退所後の円滑な訪問リハビリの提供を可能とする観点から、1ヶ月を限度に当該医師が計画書を作成し、訪問リハビリを提供した場合に加算	
理学療法士等 体制強化加算	30 日	専従する理学療法士等を2名以上配置した場合	
リハビリテーション マネジメント 加算	(Ⅰ)	230 月	通所リハビリ計画の進捗を評価・見直しを行い、リハビリ職員が居宅サービス事業所に情報を伝達し、またリハビリ職員がサービス開始から1月以内に居宅を訪問し検査等を行った場合
	(Ⅱ) 6月以内	1020 月	通所リハビリ計画について医師から説明・同意を得て、6月以内は1回/月、6月超は1回/3月リハビリ会議を開催し、会議録を作成及び見直しを行い、居宅サービス事業所の担当者等と情報共有すること。またリハビリ職員がケアマネに支援方法等を情報提供し、且つ居宅に訪問し家族に助言・指導を行い記録した場合
	(Ⅱ) 6月超	700 月	
認知症短期集中 リハビリテーション 実施加算 ※との併用不可	(Ⅰ)	240 2回/週	退院・退所又は認定日より3ヶ月以内の期間に行った場合。但し、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定していること
	(Ⅱ)	1920 月	リハビリテーション計画を作成し、生活機能向上に資するリハビリを4回/月実施した場合で、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定していること
※ 短期集中 個別リハビリテーション実施加算	110 日	退院・退所又は認定日より3ヶ月以内の期間に行った場合	
社会参加支援加算	12 日	通所リハビリのサービスが終了した者のうち、社会参加の割合が5%以上で、且つ従業者が14～44日以内に居宅を訪問し記録していること	
※ 生活行為向上 リハビリテーション 実施加算	3月以内	2000 月	専任研修を受けたリハビリ職員を配置し、リハビリテーション実施計画を作成・提供すること。終了後1月内にリハビリ会議にて目標・達成状況・結果を報告すること。また、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定していること
	3月超 ～6月以内	1000 月	
若年性認知症 利用者受入加算	60 日	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めている場合	
口腔機能向上加算	150 2回/月	口腔機能低下又はおそれのある者に対し、歯科衛生士等が口腔機能改善計画を作成し、定期的な評価と見直しを行った場合	
栄養改善加算	150 2回/月	低栄養状態又はおそれのある者に対し、管理栄養士等が協同し栄養ケア計画を作成し、適切に実施評価と見直しを行った場合	
重度者療養管理加算	100 日	要介護4以上のうちサービス提供時間が2時間以上で手厚い医療が必要な方	
中重度者ケア体制加算	20 日	要介護3以上の占める割合が3割以上で看護職員の配置が1以上	
サービス提供 体制強化加算	(Ⅰ)イ	18 日	介護職員の総数のうち介護福祉士50%以上の場合
	(Ⅰ)ロ	12 日	介護職員の総数のうち介護福祉士40%以上の場合
	(Ⅱ)	6 日	介護職員の総数のうち勤続3年以上が30%以上の場合
介護職員処遇改善加算	— 月	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)所定単位数の47/1000	